

図表1 急性期総合体制加算の施設基準

施設基準		加算1	加算2	加算3	加算4	加算5
急性期病院一般入院基本料		A				AまたはB
医療提供体制	総合的かつ 専門的な急性期医療	十分な体制		必要な体制		
	高度かつ 専門的な医療	十分な実績	一定程度 高い水準	高い水準	相当な実績	一定程度の実績
診療実績	総合的かつ専門的な 急性期医療	十分な実績	一定程度 高い水準	高い水準	相当な実績	一定程度の実績
	高度かつ 専門的な医療					-
精神疾患への対応		入院診療に必要な体制及び実績		必要な体制及び実績		必要な体制 または実績
急変時の体制		Rapid Response System：院内迅速対応システムが必要				-
敷地内薬局		保有していない				
他の病棟の併設		地域包括医療病棟、地域包括ケア病棟、療養病棟の届出がない（※）				
		許可病床から精神病床を除いた 9割以上が一般病棟入院基本料等であること				-
介護老人保健施設等		保有していない				
第三者評価		必要				-

（※）人口20万人未満の地域で 救急搬送を最も多く受け入れ ている病院については、地域包括ケア病棟入院 料、地域包括ケア入院医療管 理料または療養病棟入院基本料 に係る基準を除く。